

戦國期楚における「日書」の利用について

海老根量介

はじめに

中國古代において流行していた數術書「日書」は、當時の人々の生活に密接に結びついた資料であり、それを手掛かりとして中國古代の社會についての研究がさかんに進められてきた。しかしながら、ひとくくりに「日書」と言っても、現在我々が見ることのできるものの中には、戦國期・秦代・漢代の「日書」のように時代を異にするもの、また楚・秦の「日書」のように地域を異にするものがあり、それぞれには固有の特徴がある。従って、「日書」を利用する際には、それらの間の差異について注意を拂う必要がある。

筆者はかつて、秦と楚の「日書」の對象者が異なっており、秦の「日書」が主に縣以下のレベルの事柄を問題とし、下級官吏などを對象として想定していたのに對し、楚の「日書」は國家レベルの事柄を問題とし、上級貴族や高官を對象としていたことを指摘した¹。秦の「日書」は、もともと市に居を構える占術家の専門的なテキストだったのが、下級官吏や經濟活動に従事する者が文字知識を身に付け、自ら日取りの吉凶を占うことへの欲求が高まるようになると、彼らに向けて平易な説明を付して内容を充實させたマニュアルに變化したものであり、そのような占術家たちが關わり定期的に内容を

¹ 拙稿「戦國『日書』に反映された地域性と階層性——九店楚簡『日書』・放馬灘秦簡『日書』の比較を通して——」(『中國出土資料研究』14、2010年3月)27頁。

アップデートしつつ市において頒布されていたようである²。ではこれに對して、秦の「日書」とは性質の異なる楚の「日書」は、一體どのように利用されていたのだろうか。本稿はそれを検討することを目的とする。

具體的に論じるにあたっては、「日書」そのものの内容から、その起源や傳播につながる手掛かりがないかどうか探っていきたい。だが、現在までに出土している楚地域の「日書」のうち、確實に戰國期に遡れるのは九店楚簡『日書』及び睡虎地秦簡『日書』の二つしかない。そのうち睡虎地秦簡『日書』は、秦に占領された楚の故地の「日書」であり、その内容にはすでに秦の「日書」の影響が深く及んでいる。また、秦の郡縣制下に組み込まれたことで、當地の社會も少なからず變質したことが豫想される。従って、楚の「日書」の實態に迫るには、九店楚簡『日書』を材料に用いるほかない。

ところで、九店楚簡『日書』に関しては、一つクリアしなければならない問題がある。先述のように、筆者は楚の「日書」が國家レベルの事柄に関わり、上級貴族や高官を對象とする内容を持っていたとした。ところが、九店楚簡『日書』自體は身分の低い者の墓から出土しているのである。九店楚簡『日書』を利用するためには、ひとまずこの矛盾について説明しておかねばなるまい。そこで、まずは九店楚簡『日書』の所持者である墓主の人物像について考察することから始めたい。

1. 九店 56 號墓の墓主について

1. 墓と副葬品

湖北省江陵縣（現・荊州市）の紀南城東北には、東周墓群である九店墓地がある。紀南城は戰國期の楚の都城であり、九店墓地は都近くの墓地ということになる。紀南城周邊は、雨臺山墓地を初めとして、小型の楚墓群が多數發掘されており、九店墓地もそのような小型墓群の一つである。九店楚簡『日書』は、九店墓地の中の 56 號墓から出土した。

九店墓地は、大きく二系統の墓葬に區分される。姫周文化の甲組墓 19 基と

² 拙稿「秦漢の社會と「日書」をとりまく人々」(『東洋史研究』76-2、2017年9月) 28頁。

楚文化の乙組墓 578 基である。甲組墓は西周晩期～春秋中期晩段の墓葬で、乙組墓よりも年代が古く、それとは文化を異にする³。そこで、ここでは甲組墓は取り上げず、以下には楚文化の墓葬である乙組墓のみを問題とする。

乙組墓は、墓の規模・副葬品の種類及び組み合わせによって、さらに甲～丁類墓に分けられる。それぞれの区分は以下の通り。

区分	數	規模	備考	階級
甲類	22 基	一椁一棺が中心	一椁重棺・椁が 2～3 室のものも	元士
乙類	299 基	一椁一棺		下士
丙類	230 基	一棺		庶人
丁類	27 基	一棺	副葬品なし	赤貧の庶民

九店楚簡『日書』が出土した 56 號墓も乙組墓の一つである。この墓葬は一棺墓で、上記の区分では丙類に屬す。墓葬年代は「四期六段」、すなわち「戦國晩期早段」とされる⁴。

次に 56 號墓の副葬品について見てみよう⁵。

ジャンル	種類	
倣銅陶禮器	陶鼎、陶壺	
銅禮器	銅勺	
生活用具	漆圓盒、漆耳杯 (2 件)、木梳、木篋	
兵器	青銅兵器	銅劍、銅鏃 (17 件。竹製の箭箠内に入れられる)
	その他	弓 (木製・竹製各 1)、漆皮甲、木劍盒、箭箠
文書工具	墨入れ、墨、鐵削刀 (以上 3 點は竹簡の内側に卷かれる)、竹簡	

上の表にも示したように、乙組丙類に屬する墓葬は一棺無椁墓であり、どれも副葬品は多くない。しかしながら、その中であって 56 號墓の副葬品は、他の同規模墓葬に比べて極めて豊富である。『九店楚簡』は、56 號墓の規模及

³ 本章で取り上げる九店墓地のデータは、湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』(科學出版社、1995 年)に依據する。以下、引用の際には注記しない。

⁴ 『江陵九店東周墓』による年代区分は以下の通り。一期一段：春秋晩期晩段、二期二段：戦國早期早段、二期三段：戦國早期晩段、三期四段：戦國中期早段、三期五段：戦國中期晩段、四期六段：戦國晩期早段、四期七段：戦國晩期晩段。

⁵ 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系編『九店楚簡』(中華書局、2000 年) 150-153 頁を参照。

び副葬された陶鼎が1つであることから、墓主は庶人と推測しているが、副葬品が豊富であること、竹簡・文書工具を副葬していることから、庶人のうち地位の高い者、もしくは没落した士で、職業は占トと関係があるかもしれないと述べている⁶。確かに、当該墓葬からは、竹簡・鐵削刀・墨・墨入れと、書寫用具が多く出土しており、墓主が文字に慣れ親しんだ人物であることは首肯される。ただし、「日書」の出土をもって墓主の職業を占トと関係があるとするのには、後述のごとく疑問の餘地がある。

副葬品に關してもう一點注目すべきなのは、青銅兵器が多いことである。楚墓において、青銅兵器を副葬する墓は、戦時に従軍する兵士であることを示すとされる⁷。その一方で、56 號墓から「日書」が出土していることから、墓主が占トを職業とする者であったとする意見があることは先述した。しかし、そのように考えることはできるのだろうか。

これに關連して、谷口満氏の研究が興味深い。谷口氏は、兩臺山墓地・九店墓地のような紀南城付近の大規模小型楚墓群について調査し、これらの墓地の小型男性墓においては、青銅兵器の副葬が常態であるとし⁸、それと反對に青銅兵器が見えないことは兵器を身分表象としないことを意味し、墓主の特殊な立場を示すものとする。そして、そのような青銅兵器を副葬しない墓からは、虎座鳥架鼓や鹿鼓のような特異な樂器が出土することがあり、墓主はそれらの樂器の演奏に關わる職能を持つ人物であると考えられる。虎座鳥架鼓や鹿鼓は巫具の機能を持ち⁹、それを副葬する者は巫師に屬する人物であると推測されることから、小型男性墓において青銅兵器を副葬せず、虎座鳥架鼓や鹿鼓を副葬する者は、巫師を職能とする者であると考えている¹⁰。

ここで、試みに九店墓地の虎座鳥架鼓・鹿鼓出土墓の副葬品を概觀してみよう。次表に見られるように、いずれの墓葬からも青銅兵器は出土していない。

⁶ 前掲注 5 162 - 163 頁。

⁷ 佐藤三千夫「楚墓についての一考察」(『茅茨』創刊號、1985 年 4 月) 16 - 18 頁。

⁸ 全墓數の約 40% から青銅兵器が出土している。男女比を 1: 1 とし、副葬品が何もない赤貧の墓葬を除外すれば、ほとんどの男性墓が青銅兵器を副葬していたと言える。

⁹ 邵學海「虎座飛鳥是楚巫躡與巴巫躡的重祖」(『江漢考古』1997 - 2、1997 年 6 月) 79 - 80 頁。

¹⁰ 谷口満「虎座鳥架鼓の彼方——戰國楚文化の淵源——」(『東北學院大學論集—歴史學・地理學』32、1999 年 9 月) 8 - 21 頁。

墓號	組	類	年代	副葬品	備考
13	乙	乙	四期六段	銅車軛 2、傘蓋弓帽 4、鏡、銅片、陶鼎 2、簋 2、壺 2、壘、小口鼎、盃、盤、匜、匕、高領小罐 3、 <u>虎座鳥架鼓</u> 、矩形耳杯 4、長方机、厚背梳、厚背篋、俑 4、單頭獸面鎮墓獸、車輿、圓木餅、竹筍 2、蓆、枕、扇、筆筒、毛筆	
286	乙	乙	三期五段	銅鈴 4、陶鼎 2、敦、壺 2、珠 2、 <u>鹿鼓</u> 、木鼓、蓋豆 2、薄背梳、圓木餅、琉璃珠 11、料管 8	
294	乙	甲	三期五段	銅鼎 2、敦 2、壺 2、勺、帶鉤、鈴 22、陶鼎 2、簋 2、罐 2、壘、小口鼎、盃、盤、匜、 <u>虎座鳥架鼓</u> 、 <u>鹿鼓</u> 、蓋豆 4、圓豆 4、卮、弧形耳杯 8、長方机、拐杖、薄背梳、單頭獸面鎮墓獸、木劍 2、圓木餅、角狀器、竹筍 10、蓆、筭、棍、水晶串飾 5、水晶珠 5、瑪瑙環 5、料珠 6、琉璃珠 4、陶珠 2、料管 45、陶管 12	男性
295	乙	乙	三期五段	陶鼎 2、敦 2、壺 2、壘、盃、盤、匜、匕、豆、 <u>虎座鳥架鼓</u> 、 <u>鹿鼓</u> 、蓋豆 2、弧形耳杯 4、薄背梳 2、薄背篋、俑 2、單頭獸面鎮墓獸、竹筍 2、扇、石璧	女性
445	乙	乙	四期七段	陶鼎 2、敦 2、壺 2、盤、匜、勺、斗、豆 4 (?)、 <u>虎座鳥架鼓</u> 、矩形耳杯 4、厚背梳、厚背篋、竹筍、扇、瑪瑙環、料珠	

どの墓葬も、これだけ多くの副葬品を持ちながら、青銅兵器を伴出していないというのは特筆すべきであろう。むろん、これらの墓葬の主人が女性ゆえに青銅兵器を副葬しなかったという可能性も考えられる。しかし、少なくとも 294 號墓については男性であることが確認されており、こうした特殊な樂器の副葬と青銅兵器の不在には必然性があると言えるだろう。

翻って 56 號墓について考えてみよう。先に見たように、56 號墓には兵器が豊富に副葬されていたが、虎座鳥架鼓や鹿鼓は出土していない。このことより、墓主が巫師の職能を持つ人物であるとは考えにくい。むろん、谷口氏が想定しているような「巫師」は、樂器を演奏しつつ宗教的儀式に従事する「巫祝」のような人物であると思われ、「日書」を扱うような「日者」とは同列に論じることにはできないかもしれない。また、九店墓地で虎座鳥架鼓や鹿鼓を出土している墓葬は、いずれも甲・乙類の墓葬で、丙類に屬する 56 號墓よりは身分が高く、副葬品の數でも歴然とした格差があるため、兩者を單純に比較することにも問題がある。ただ、青銅兵器を副葬することが従軍する

兵士であることを示しているならば、それは「巫祝」や「日者」といった宗教的職能者との親和性が低いことを意味する。もちろん、「兵陰陽」と呼ばれる兵家の流派や馬王堆帛書『刑德』などの例を挙げるまでもなく、中國古代では戦争においても占術家が活躍したことは周知の通りであり、具体的な戦術を立てる際に彼らの參與があったばかりか、作戦遂行の日取りを占うこともあったであろう。けれども具体的に九店楚簡『日書』の内容を見てみると、「行師徒」・「出征」といった内容が占われているとはいえ、こうした軍事に関わる事柄はごく少数であり、具体的な戦術について述べたものに至っては皆無である。従って、九店楚簡『日書』の軍事に対する関心は薄く、軍事に関わる占術家が携帯するための手冊としては用をなさない。ならば、「日書」を所持していた56號墓の墓主が占トを職業とした人物であったとは考えにくい。むしろ、同墓が乙組丙類の中では兵器の副葬が格段に多いことに注目すれば、他に比べて軍事への関わりが深かった人物ではなかったかと推測される。

2. 九店楚簡第1～12號簡の内容

九店楚簡といえば『日書』に注目が集まりがちであるが、實は第1～12號簡の内容は「日書」ではない。竹簡の状態が悪く通讀できない箇所が多いため、従来はこの内容についてあまり論じられることがなかったが、「日書」と伴出している以上、この資料も墓主の人物像を知るための貴重な手がかりとなるはずである。まずは全文を以下に挙げておく。

☐〔𪛗一稷又（有）五朶、敌耒之〕三檐。_𪛗二稷、敌耒之四檐。_𪛗二稷又（有）五朶、敌耒之五檐。_𪛗三稷、敌耒之六檐。_𪛗三☐（第1號簡）

☐稷、敌耒之八檐。𪛗四稷☐（第2號簡）

☐之十檐。_𪛗五稷又（有）五朶、敌耒之十檐一檐。_𪛗六稷、敌耒之十檐二檐。_方一麋一、𪛗□□□☐（第3號簡）

☐□□□方七麋一、𪛗五稷又（有）六朶、𪛗四〔檐。方申筮一、𪛗十〕檐又（有）三檐三赤二筮。_方𪛗（鴈）首一、𪛗廿檐。_方☐（第4號簡）

☐三赤二筮。_方三𪛗（鴈）首一、𪛗□二檐。_□□☐（第5號簡）

- ☑〔畺〕 □檐三檐三赤二筮。_方☑ (第6号簡)
- ☑畺四十檐六檐、糝三割一筮。☑ (第7号簡)
- ☑□□□、糝三割一筮。_方一☑ (第8号簡)
- ☑□又(有)四朶。方四麩一、畺☑ (第9号簡)
- ☑〔方〕五麩一、畺四□☑ (第10号簡)
- ☑又(有)六□一☑ (第11号簡)
- ☑三稜☑ (第12号簡)

内容については諸説あり、「畺・糝などの農産物の數量を記したもの」とする説¹¹、「重量換算を記した部分」とする説¹²、「田畝と産量の比例關係を示した算術」とする説¹³、「酒の醸造方法についての記録、もしくは醸造のための米・麴の比例を題材にした算術書」とする説¹⁴などが唱えられている。このように、いまだ定説を見ていないが、實は第1～12号簡は二つの部分から成っており、それぞれに分けて考察しなければならない。順を追って検討していこう。

まず第1部分は、第1～3号簡途中までである。この部分は、「畺○稜(稜)有○朶、敌耨之、○檐。」という文構造の繰り返しとなっており、數量「○稜(稜) + ○朶」分の「畺」という何らかのモノを「敌耨」(處理方法を表す)した後の數量は「○檐」である、という意味になる。數値には規則的な對應關係があるので、缺簡部分を補って以下のように復原することができる。

畺五朶、敌耨之一檐。畺一稜、敌耨之二檐。畺一稜有五朶、敌耨之三檐。
 畺二稜、敌耨之四檐。畺二稜有五朶、敌耨之五檐。畺三稜、敌耨之六檐。
 畺三稜有五朶、敌耨之七檐。畺四稜、敌耨之八檐。畺四稜有五朶、敌耨之九檐。
 畺五稜、敌耨之十檐。畺五稜有五朶、敌耨之十檐一檐。畺六稜、敌耨之十檐二檐。

そこで次に問題となるのが、「畺」や「稜(稜)」・「朶」・「檐」といった單位、「敌耨」の指す行爲が何であるかである。『九店楚簡』所收の李家浩氏の注釋

¹¹ 前掲注5 57頁。

¹² 李零「讀九店楚簡」(『考古學報』1999-2、1999年4月) 141-143頁。

¹³ 晁福林「《九店楚簡》補釋——小議戰國時期楚國田畝制度」(『中原文物』2002-5、2002年10月) 54頁。

¹⁴ 邴尚白「九店五十六號楚墓一至十二簡試探」(『中國文學研究』16、2002年6月) 29-37頁。

は、『呂氏春秋』異寶篇に「荊國之法、得五員者、爵執圭、祿萬檐、金千鎰。」（荊國の法、五員を得た者は、爵は執圭、祿は萬檐、金は千鎰。）とあることから、「檐」を祿の単位とする¹⁵。とすれば、「畧」が何らかの穀物を指すのはほぼ間違いない。董珊氏は、「○稷（稷）+○朮」は莖などを含む穀物全體、「○檐」は穀物の穂部分を数える數量單位であると考え¹⁶。すると、「敵耨」は「穂首部分だけ刈り取る」といった意味になるだろう。この説によれば、当該部分は「なんらかの穀物○稷○朮を、穂首部分だけ切り取れば、穂首部分○檐が収穫できる」という内容になる。ただし、祿の単位として穀物の穂部分を数えることがあったかどうか疑問が残る。むしろ、「檐」は粃殻付きの穀粒を測る単位だったのではないかとも思われる。それぞれの語が意味するものについては今後も検討が必要だろうが、いずれにせよ、第1部分は穀物に何らかの処理を施した前後の数値を示した一種の換算表、もしくは、収穫した穀物全體の量から、どれくらいの祿が得られるのかを示した、實收高の目安の早見表とも見なせる。

次に第2部分。この部分は、第3號簡途中～第12號簡に当たる。その全體の構造を①～④の要素に分解しながらまとめたのが以下の表である。

①	②	③	④
方七麋一	畧五稷有六朮	畧四檐	
方申筰一		畧十檐有三檐三赤二筰	
方鴈首一		畧廿檐	
…	…	…三赤二筰	
方三鴈首一		畧□二檐	
…	…	畧□檐三檐三赤二筰	
…	…	畧四十檐六檐	耕三削一筰
…	…	…	耕三削一筰
方一…	…	…	…
…	…有四朮		
方四麋一	…	…	…
方五麋一	畧四…	…	…
…	…三稷…	…	…

¹⁵ 前掲注5 58頁。

¹⁶ 董珊「楚簡簿記與楚國量制研究」(『考古學報』2010-2、2010年4月)196-200頁。

ここにはさまざまな計量単位が登場している。ここに見られるような計量単位は、他にも新蔡葛陵楚簡や楚の計量銅器の銘文中にも確認できる。特に計量銅器は、その計量単位が実際にどのくらいの容量なのかを知る手がかりとすることができる。董珊氏はこれらを総合的に検討し、次表のような換算関係を復原している¹⁷。

赤	1 赤	4500ml
削 (半)	1/2 赤	2250ml
筮 (參)	1/3 赤	1500ml
方	1/5 赤?	900ml?
申 (中) 筮 (筮?一參)	1/6 赤?	750ml?
膾 (鴈) 首	1/9 赤	500ml
麋	1/20 赤?	225ml?

董珊氏は以上の整理を踏まえて、①は脱穀済み穀物、②は穀物全體、③のうち「畺○檐」は穂部分、③の「○赤○參」及び④は粃殻付きの穀粒を数えたものとする¹⁸。しかし、③の「○赤○參」と④の「粃○削○參」がともに粃殻付きの穀粒を数えたものだとしたら、なぜ③では「粃」を付さず、④では付しているのか、両者に違いはあるのかがうまく説明できない¹⁹。また上述のように、穂部分で祿を数えることがあるのか不明であり、「檐」も粃殻付き穀粒を数える単位である可能性も否定できない。「檐」が祿の単位と思しい以上、それは上記の表記載のような計量器で測れる程度の単位ではなく、かなり大きな単位であると豫想される。従って、③は「○赤○參」も含めて粃殻付きの穀粒、それと区分されて表記される④は脱穀済みの穀物の數量を指しているとも考えられるのではないだろうか。すると、①と④とで脱穀済み穀粒が二度数えられていることが問題となるが、これについては次のように考えたい。表記の順番からして①→④の順に数えられたと考えると、まず自然に脱粒した穀粒を数え(①)、次に収穫されたままの莖付きの穀物を計量する(②)。

¹⁷ 前掲注 16 194 頁。

¹⁸ 前掲注 16 199-200 頁。

¹⁹ 前掲注 16 175-176 頁は、「粃」を「膾」(「剩餘」の「剩」の本字)に讀む。

續いて、「檐」單位にまとめられた粃殻付き穀物及び「檐」にまとめきれない少量の粃殻付き穀物を数えるが(③)、②・③を数える過程で再び自然に脱粒した穀粒を数える必要があった(④)。

ちなみに、「畺」は②・③の前にのみ付き、①には付かないので、数えられている穀物の名前が「畺」かどうかなお疑わしく、「粃」同様、②・③の状態を表す語であるかもしれない。董珊氏は、「畺」を「委積」の「委」に讀むのではないかと言うが²⁰、よく分からない。

このように、第2部分については、讀み方自體に大きな問題があり、正確な讀みについては今後の研究の進展を俟ちたい。しかし、少なくとも第2部分が第1部分のような換算表ではなく、實際の穀物のさまざまな状況に應じて、その収量を次々とメモしていったものである、という點は認めてよいものと思われる。

以上、第1～12號簡の内容を概観してきた。このうち第1部分については、收穫した穀物を糧食や祿として管理できる状態に加工する際に、どのくらいの數値が見込めるかを示した換算表であろう。そこに示された數値は、細かな單位を捨象した整然としたものとなっており、検査などのためのおおまかな數値ではないかと思われる²¹。これに對して第2部分は、穀物の實際の収量を記録したもので、穀物のそれぞれの状態(莖が付いたままのもの・粃殻付きのもの・自然に脱粒したもの)が、細かな計量單位に基づいて正確に記されている。

如上の理解が正しいとするならば、兩者はともに穀物の収量に關する記述という點では共通しているものの、片方は換算表、片方は實際の収量のメモと、互いに異なった内容を持つことになる。それにも關わらず、この二つの部分は簡を改めることなく、連続して記されているのである。これは一體どういうことであろうか。

思うに、検査のための目安となる換算表をメモとして持参し(第1部分)、そこに實際の収量を次々書き込んでいったのが(第2部分)、第1～12號簡の

²⁰ 前掲注 16 200 頁。

²¹ 前掲注 16 200 頁。

内容なのではないだろうか。むろん、副葬品として埋葬される竹簡の性質をめぐっては議論があり、埋葬されたものが墓主の所持していたものなのか、埋葬用に謄寫された副本なのか、両方の可能性を考えなければならない²²。また、当該箇所が穀物の収量を記した帳簿のようなものだとすれば、その原本を個人が副葬することはあり得るのだろうか、という疑問もあるだろう。これに對して、筆者は次のように考える。

第1～12號簡は、内容のまとめりごとに「_」のような句讀符號を記しており、明らかに讀むことを前提としている。そのため、埋葬用に作成されたものではない可能性が高い。また先述のように、第1～12號簡では第1部分と第2部分が連寫されているが、帳簿の原本であれば、このように換算表の後ろに續けざまに書いていくとは考えにくい。従って、第2部分は帳簿の原本であるわけではなく、正式な帳簿を作るために調査を行った際のメモなのではなかろうか。こう考えれば、穀物の管理に関わる何らかの記録が個人の墓に副葬されていることも説明がつく²³。特に、第2部分は基本的には①～④がワンセットとなった記述の繰り返しであり、そのワンセットがそれぞれ何であるのか（日付が異なるのか、場所が異なるのか）が全く記されていない。これは例えば、一つの倉庫の中にいくつも積まれた穀物の山があり、それを一つずつメモしているようなシチュエーションを想定できるのではないだろうか。このメモを整理して、正式な帳簿として管理する際には、日付などを付して種目ごとに合計するのであろう²⁴。

第1～12號簡の性質が判明したところで、それが実際に何に使われたのかを考えてみよう。まず第1部分は、必要な量の「檐」（粃殼付き穀粒。祿の單位）を集めるためには、いくらの莖付き穀物が必要かをすみやかに判断するときを使うものと考えられる。そして第2部分は、上述のように、多數積ま

²² 例えば包山楚簡の卜筮祭禱簡は、一條の占辭を複数の書き手が文脈に關係なく交替して書いている例が少なからず見受けられ、原本でない可能性を疑わせる。大西克也「秦の文字統一について」(渡邊義浩編『第四回日中學者中國古代史論壇論文集 中國新出資料學の展開』汲古書院、2013年) 131頁を参照。

²³ もっとも、楚簡の遺策や新蔡葛陵楚簡の物品の帳簿も、追い込み書きでリストが作成されている。楚の帳簿の作成の仕方はかなり雑然としたものだったのかもしれない。

²⁴ 新蔡葛陵楚簡の物品の帳簿は、冒頭に年月日が記載されている。

れた穀物の山の記録メモと思われる。このような記録が副葬されているのは、それが墓主と生前関わりのあるものであったからであろう。そもそも56号墓からは竹簡の他に鉄削刀・墨・墨入れといった書寫工具が出土していることから、墓主は文字知識に造詣の深い人物であった。すでに見てきたように、56号墓には多くの青銅兵器が埋葬され、墓主は軍事に関わりがあった可能性が高い。これらの要素を合わせて考えると、墓主は主に刀筆の吏として従軍することが多く、その職務は戦地での糧食徴發や管理に関わり、第1～12号簡のような記録をつけて帳簿を作成することであったのかもしれない²⁵。

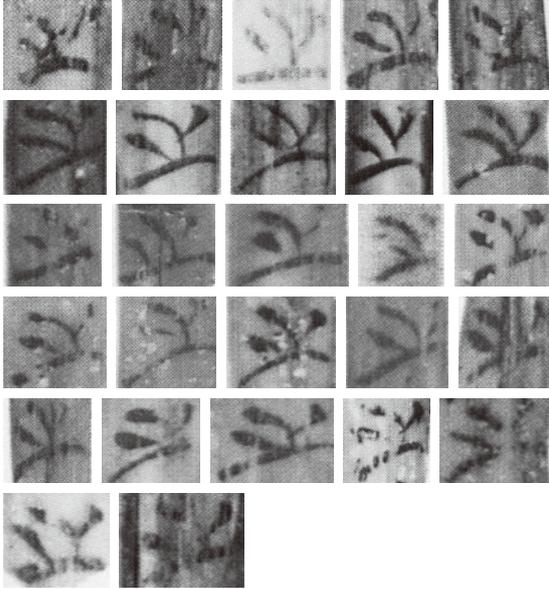
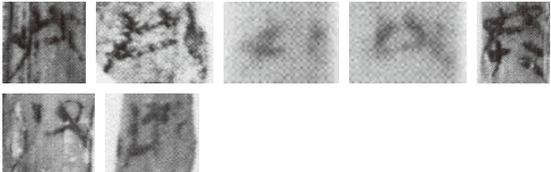
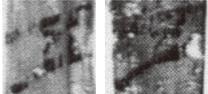
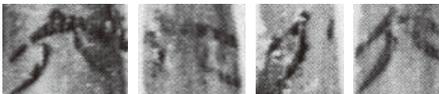
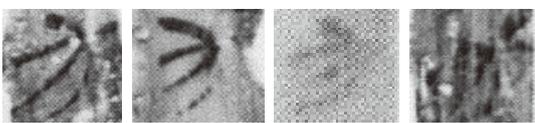
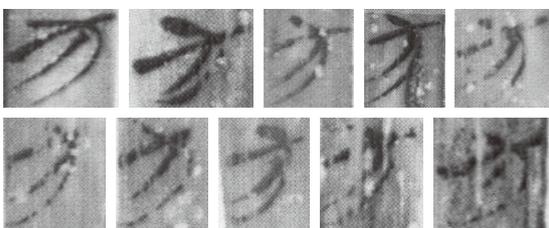
3. 第1～12号簡と『日書』の関係

ここでは竹簡の形制や筆跡から、第1～12号簡と『日書』の関係を見ていきたい。

まず『日書』の竹簡の形制を見てみよう。『日書』の簡長は46.6～48.2cmで、編綴痕は2か所あり、上端～第一編綴痕の長さは約14cm、第一編綴痕と第二編綴痕の間の長さは約19cm、第二編綴痕～下端の長さは約15cmとなっている。これに對して第1～12号簡は全て残簡であり、簡長を知ることはできない。最長は第1号簡の24.8cmであるが、この竹簡上には編綴痕が確認できない。竹簡の状態が悪いために確認できない可能性もあるのだが、假に編綴痕が第1号簡には存在しないとすると、編綴痕は第1号簡の缺損部にあったと考えられるため、第1～12号簡の編綴痕どうしの間、もしくは上端・下端から編綴痕までの長さは少なくとも24.8cmあったことにある。これは『日書』のそれらの数値を上回っているから、両者は形制が異なると認められる。つまり、両者は別冊であったことになる。

續いて、文字についてはどうであろうか。試みに、次頁に両者に共通して見られる字を列挙してみよう。

²⁵ 秦の事例であるが、睡虎地秦簡『效律』では、倉に穀物を出入する際は必ず史が立ち會うよう規定されており、実際に里耶秦簡の穀物の出入記録には、史が立ち會ったことが記されている（おそらくその記録をつけたのもこの史であろう）ことが想起される。

字	第1～12号簡	『日書』
之		
四		
五		
六		
又		
方		

見られるように、両者の筆跡はよく似通っており、別筆であることを強く疑わせるような要素は認められない。そこでここでは、両者は同筆であると考えておきたい。第1～12号簡の換算表とメモが、墓主が職務に関する内容を自ら記したものだとするれば、『日書』も墓主自身が筆寫したものとなるであろう

う。墨入れ、墨、鐵削刀といった筆記工具が竹簡中に巻かれていたことも、これらの竹簡が墓主自らの手によって筆寫されたことを示唆する。

4. 小 結

本章で考察してきたことをまとめよう。

九店楚簡『日書』が出土した九店 56 號墓は、墓葬規模からすれば墓主は「庶人」であるが、青銅兵器の副葬が乙組丙類（庶人墓）の中で突出して多く、士級の乙組乙類に匹敵する。小型墓葬中では青銅兵器を副葬する者は戦時に従軍する兵士であるとされ、その一方で巫師は青銅兵器を副葬しないという特徴がある。56 號墓の墓主は、『日書』を所持していたことや副葬品が豊富であることから、占卜を職業としていたのではないかという説があったが、この説は成り立たず、むしろ軍事的貢献を契機に浮上した人物ではないかと思われる。

また、竹簡・鐵削刀・墨・墨入れといった書寫工具が副葬されていることから、墓主は文字知識に慣れ親しんだ人物であると思しい。加えて、『日書』と伴出している第 1～12 號簡の内容は、穀物の収量の換算表と、實際の穀物を記録したメモであり、おそらく墓主の生前の職務と関係するものであろう。その職務は、例えば戦地での糧食徵發・管理などである可能性もあり、墓主は主に刀筆の吏として軍事に関わる下級官吏であったと推測しておきたい。少なくとも、武器以外の副葬品も同規模の墓より豊富であることは、銅劍 1 本のみを副葬、すなわちただ戦時に従軍するだけの庶民と異なり、墓主が恒常的に軍事的職務につき、資産を蓄えていたことを物語るのではないだろうか。

もう一つ言及しておかねばならないのは、九店楚簡『日書』はおそらく墓主自らが書寫したと思われることである。すなわち、楚の「日書」は、持ち主自身が書き寫すことによって流布することもあったと指摘できよう。

2. 九店楚簡『日書』と墓主の関係

ここまで、九店 56 號墓の墓主の人物像について考察してきた。先述の通

り、筆者はかつて九店楚簡『日書』に見える語句を分析した結果、楚の「日書」は國家レベルの事柄に関わり、王族や世族などの高位高官者を対象とすると考えた。ところが、九店 56 號墓の墓主が下級官吏であると認められるとすれば、九店楚簡『日書』は、その内容と持ち主とが乖離していることになる²⁶。この乖離をどのように考えたらよいだろうか。

ここで九店楚簡『日書』の占辭中に見える具体的な語句について改めて確認してみたい²⁷。九店楚簡『日書』で占われているのは、「立社稷」・「誼事」・「行師徒」などの國家レベル・高位高官者に関わる内容が多く、下級官吏や庶民向けの内容はわずかしか確認できない。しかし、實は九店楚簡『日書』の語句の中で大部分を占めているのが、「取妻」・「祭祀」・「築室」といった日常生活に関わるものである。これらは、身分の高下に関係なく、貴族・庶民間わず占うことのできる行爲である。とするならば、下級官吏であったと思しき九店 56 號墓の墓主が九店楚簡『日書』を手にして、それをもとに日常生活に関する内容を占おうとしたとしても、さほど不便な思いはしなかったと考えられる。

ところで工藤元男氏は、「日書」の伸張について、郡縣制・官僚制の發達と関係があると指摘している²⁸。九店楚簡『日書』が下級官吏に利用されていたことは、楚の「日書」の成立・展開にもやはり官僚制の發達が関わることを意味するのだろうか。

筆者としては、これには留保をつけたいと思う。やや詳しく述べるならば、官僚制が廣い意味では「日書」の展開に影響を與えたことは確かだと考えるが、官僚制そのものが直接の起爆剤となって楚における「日書」の流通が増加したとは考えていない。なぜなら、九店楚簡『日書』の内容のうち、政治や行政官の職務に関わる内容は、「立社稷」・「誼事」・「作大事」・「見邦君」な

²⁶ 筆者は前掲注 1 拙稿において、墓主が占術家である可能性を指摘してこの乖離を乗り越えようとしたが、前章で検討した通り、この説は改めなければならない。

²⁷ 九店楚簡『日書』で占われている語句については、前掲注 1 拙稿 12 頁を参照。

²⁸ 工藤元男「具注曆の淵源——「日書」・「視日」・「質日」の間——」(『東洋史研究』72-2、2013年9月)63頁、同氏「「日書」の史料的性格について——質日・視日との關連を中心として——」(渡邊義浩編『第四回日中學者中國古代史論壇論文集 中國新出資料學の展開』汲古書院、2013年)93-94頁。

ど、ほぼ國家レベル・高位高官者に關わる内容のみである。また、軍事關係の内容を拾ってみても、「行師徒」・「出征」など、やはり國家レベル・高位高官者に關わるものしか確認できない。すなわち、九店楚簡『日書』を下級官吏が職務の上で利用できた可能性は低く、先述のように、その利用範圍は日常生活に關わる事柄に限られる。これは、「爲嗇夫」・「爲府」・「責人」・「執人」・「繫人」・「爲佐吏」・「入官」・「遠役」・「徙官」など、下級官吏の職務に關わる語句を多く含む秦の「日書」とは對照的である。

よって、楚の「日書」は、官僚制の進展とともに、下級官吏を對象として發達していったとは考えにくい。楚の「日書」は、やはりもともとは王族・世族などの高位高官者を對象とした内容であったと考えるべきであろう。それが、九店楚簡『日書』のように、下級官吏の間にも副次的に廣まるようになったと考えられる。

では、楚の「日書」が下級官吏にも受け入れられるようになった背景は何だろうか。ここで注意すべきなのは、九店楚簡『日書』が墓主自らの手で書寫されたと考えられることである。先述の通り、墓主は書記官としての能力を職務に發揮した人物であったと思われる。従って、「日書」が彼らにも手の届くものになった背景には、文字知識の擴大という面を考慮に入れねばならないだろう。そして、この時代に下級官吏の間にも文字知識を廣めたきっかけとなったのは、他ならぬ官僚制であることは言を俟たない。先に「官僚制が廣い意味では「日書」の展開に影響を與えたことは確かだと考える」と述べた所以である。

楚においては、官僚制の進展は、下級官吏が「日書」を職務上で利用するという動機づけにはならなかった。しかし、官僚制の進展・文書行政の浸透は、文字知識の擴大という状況をもたらした。これにより、下級官吏層にも「日書」を自ら參照し、活用できる條件が整ったことは確かだろう。ただ彼らにとって、楚の「日書」の利用の仕方は、職務に關わることを占うのではなく、日常的な家庭生活を占うものであったらしいことには注意しておきたい。

3. 楚の「日書」の起源について

前章では、楚の「日書」がもともとは王族・世族などの高位高官者を対象としていたが、文書行政の浸透と文字知識の拡大により、下級官吏層にも「日書」の副次的な利用が広がっていったことを論じてきた。では、このような楚の「日書」は、そもそもどのようにして人々に利用されるようになったのであろうか。

齊藤道子氏は、戦國期に顕著になる文字の普及が巫に及ぼした影響を論じている。そもそも、巫のように専門技術を有し、異界と交流する能力を持った人々によって、巫に関する知識は独占されていた。ところが春秋後期から戦國前期にかけて、文字が普及するようになると、知識が口傳ではなく書物によって得られる状態が出現する。この段階になると、文字が読めるという条件が整いさえすれば、かつては巫のような異界と交流できる資質を持った人々に独占されていた知識に誰もが接することができるようになるというのだ²⁹。

「日書」の流通に関わったと思しい「日者」と、いわゆる「巫」を同列に論じられるかどうかはともかく、文字の知識と占術家のテキストをめぐる上述のような傳播の構圖は、大筋では首肯されるどころであり、「日書」にも當てはめて考えることができそうである。特に齊藤氏が、文字を読むことのできる社會階層として知識人を想定していることは³⁰、楚の「日書」が高位高官の貴族層を中心に受け入れられていたことと相通じる。ただ、いくつか疑問点もある。例えば、巫やそれと近い職能を持つ祝・史などは、もともと文字知識に親和性を持つ存在であり、その集團内部においては、古くから書籍による知識傳達が行われていたとしてもおかしくない。それにも関わらず、そのような傳達手段の出現が戦國期まで待たねばならなかったのはどうしてか。また、『公羊傳』隱公二年條の何休注「春秋有改周受命之制。孔子畏時遠害。又知秦將燔詩書、其說口授相傳。至漢公羊氏及弟子胡毋生等、乃始記於竹帛。」

²⁹ 齊藤道子「鬼を哭かせたもの一巫の地位の變容から見る中國・戦國期以降の文字文化の浸透―」（『東海史學』45、2011年3月）28-30頁。

³⁰ 齊藤氏は、屈原と『楚辭』の關係を念頭に置いている。

(春秋には周を改めて命を受くるの制有り。孔子時を畏れ害を遠ざく。又秦の將に詩書を燔かんとするを知り、其の説口授して相い傳う。漢の公羊氏及び弟子の胡毋生等に至りて、乃ち始めて竹帛に記す。) が述べる『公羊傳』の傳授のように、特定の集團では独自の教説を口傳することも行われていたようである³¹。文字知識が社會に浸透したからといって、全ての知識が自動的に書籍によって傳達されるようになったとは言い切れないであろう。さらに、巫・祝・史などの宗教的職能者の中には、トランス状態に陥ることで神靈を憑依させる者があったが、その技能は書籍を読んだところで「誰もが」習得できるものでもあるまい。特に巫については、何らかの神祕體驗を経てなるものであるから³²、書籍を通じて巫に關する知識をいくら獲得したところで、巫になれるとは限らないだろう。極端に言えば、時代が下っても、地域社會において活躍していた巫などの宗教的職能者の中には、文字知識とは無縁の者も存在していたのではないか。

すなわち、戰國期の文字の普及・諸子百家の文獻の現出という大きな流れの中においては、戰國期に占術に關わる文獻が現れてくることは自明のように思われるが、實のところ文字知識の擴大のみが必然的に占術書の發生を促したとは言えないのではないか。従って、兩者の關係をもう少し丁寧に見てみる必要がある。そこで本章では、春秋戰國期にかけて、實際に文字知識がどのように擴大していったのかを、巫祝などの宗教的職能者の活動と関連させながら、簡単に跡付けてみよう。

周知のように、現在發見されている最古の漢字である甲骨文字は、殷王朝の國家的事業などに關する占卜を貞人が行い、その記録を刻人が甲骨に彫り込んだものである。當然ながら、文字の知識は刻人などのごく限られた人々のみが持っていた。殷周革命後は、漢字は周に繼承される。殷代後期に始まった青銅器に文字を鑄込む習慣は、周代に大きく發展することになる。周は諸

³¹ もっとも、『公羊傳』は戰國期に成書していたともされる。平勢隆郎『都市國家から中華へ 殷周 春秋戰國』(中國の歴史 02、講談社、2005年) 128-130頁など参照。いずれにせよ、何休注は、漢代に口傳で教説が繼承されるという状況があり得たことを意味すると考える。

³² 高戸聰「『日書』に見える巫と狂との關係について」(『日本中國學會報』66、2014年10月) 12-13頁。

侯に銘文を鑄込んだ青銅器を下賜することで、周室の權威を示し、周王と諸侯との君臣關係を形成・確認していた³³。文字の知識は周王朝に獨占され、諸侯は銘文入りの青銅器を自在に作成できる段階にはなかった³⁴。文字の鑄込まれた青銅器は、主に祖先祭祀の場で用いられたと考えられている。すなわち、殷周期において、文字は基本的に祭祀と関わりのある場面で用いられるものであった。

周の東遷以降、周が獨占していた青銅器銘文の鑄造方法が流出し、文字の知識が列國へと廣がり始めた。これ以降、列國でも銘文入りの青銅器を作成することがようやく普及するようになる。ただし、列國の支配者層がすぐに文字の知識になじんだかという、そうとも言えないようである。例えば春秋後期の侯馬盟書を見てみたい。侯馬盟書は、晉の有力世族の趙孟集團の間で交わされた盟誓であるとされる³⁵。多くの玉片や石に、盟誓参加者の誓いの言葉が記されているのだが、参加者の名前の部分だけが異なっている。これらの盟書は、書き癖や字體の多様性から、大勢の書き手がいたと推測される。このことより、盟誓の場に専屬の書寫者がいて、参加者のために書寫を一手に請け負ったわけではなく、参加者自ら、もしくは参加者が帶同している各自の書寫專業者がめいめいに記したものであろうと考えられている³⁶。

ここで注目されるのは、「委質類」盟書に「巫覡祝史」が登場することである。以下に、156：20の内容を擧げておこう（缺字箇所は他のものに基づき補った）。

盥章自質于君所所、敢兪（儉）出入于趙尼（？）之所及子孫、莒（范？）
 疒及丌（其）子乙及丌（其）白（伯）父・叔父・弟子孫、莒（范？）直
 及丌（其）子孫、莒（范？）鏞（鑿）・莒（范？）桴之子孫、莒（范？）

³³ 松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」（同氏編『西周青銅器とその國家』東京大學出版會、1980年）123-128頁。

³⁴ 諸侯が製作した銘器も少數ながら存在するが、その多くは周室より下賜された青銅器の銘文を改作・模倣したものであり、技術水準も低いことが指摘されている。前掲注33 20-72頁を参照。

³⁵ 平勢隆郎「趙孟とその集團成員の「室」——兼ねて侯馬盟書を検討する——」（『東洋文化研究所紀要』98、1985年10月）9-16頁。

³⁶ 平勢隆郎編『春秋晉國『侯馬盟書』字體通覽—山西省出土文字資料—』（東京大學東洋文化研究所附屬東洋學文獻センター刊行委員會、1988年）11-16頁。

諛（魯）・莒（范？）癩之子孫、中都莒（范？）揜（搗）之子孫、莒（范？）木之子孫、欽及新君弟子孫、陞及新君弟子孫、肖（趙）朱及丌（其）子孫、趙喬及丌（其）子孫、邾諛之子孫、邾邠（鄆）重政之子孫、閔舍之子孫、趙餽之子孫、史醜（醜）及丌（其）子孫、重癘（癰）及子孫、邵城及丌（其）子孫、司寇鬻之子孫、司寇結之子孫、及羣（群）虜（呼）明（盟）者、章顛（沒）嘉之身及子孫、或復（復）入之于晉邦之中者、駟（則）永亟（殛）覲（視）之、麻（滅）耆（夷）非是（氏）。既質之遂（後）、而敢不晉（巫）覲（覲）〔祝〕史黻（薦）統繹之皇君之所、駟（則）永亟（殛）覲（視）之、麻（滅）耆（夷）非是（氏）。閔伐（伐）之子孫寓（遇）之行道、弗殺、君丌（其）覲（視）之。

奩章 君の所所に質してより、敢えて偷かに趙尼の所及び子孫、范痲及び其の子乙及び其の伯父・叔父・弟の子孫、范直及び其の子孫、范鑿・范桴の子孫、范魯・范癩の子孫、中都の范搗の子孫、范木の子孫、欽及び新君弟の子孫、陞及び新君弟の子孫、趙朱及び其の子孫、趙喬及び其の子孫、邾諛の子孫、邾鄆の重政の子孫、閔舍の子孫、趙餽の子孫、史醜及び其の子孫、重癰及び子孫、邵城及び其の子孫、司寇鬻の子孫、司寇結の子孫に出入せば、及び群呼して盟わば、章 嘉の身及び子孫を没さば、或いは復た之を晉邦の中に入れば、則ち永殛して之に視し、滅夷して氏を非とせよ。既に質うの後、而れども敢えて巫覲祝史もて薦めて之を皇君の所に統繹せずんば、則ち永殛して之に視し、滅夷して氏を非とせよ。閔伐の子孫之に行道に遇いて、殺さずんば、君其れ之に視せ。

參盟者が趙尼ら敵對者に協力的な行いをしたならば、罰を受けるであろうという自己呪詛を述べた文面となっている³⁷。後半部に出てくる「既質之後、而敢不巫覲祝史薦統繹之皇君之所…」というのは、盟を行った後、巫覲祝史がしかるべき祭祀を行わなかった場合にも罰を受けるという内容である。このうち史は記録に携わり、祝も文書の作成に関わる職であるほか、巫覲は盟書に登場する明神を降ろす存在であり、いずれも盟書の作成に何らかの形で參

³⁷ 呂靜『春秋時期盟誓研究——神靈崇拜下的社會秩序再構建』（上海古籍出版社、2007年）208-209頁。

與したと思われる。よって、盟書を筆寫していたのは盟誓参加者本人ではなく、その配下の巫覡祝史らであろう³⁸。すなわち、この時代には、祭祀や盟誓はもっぱら巫覡祝史らによって擔われていたのである。

このことは、傳世文獻からも窺える。『左傳』には、各國の貴族が自分の家に祝や史を抱えていて、彼らに祭祀や祈祷を行わせていたことがしばしば出てくる。例えば成公十七年條には「晉范文子反自鄆陵、使其祝宗祈死曰、「君驕侈而克敵、是天益其疾也、難將作矣。愛我者唯祝我、使我速死、無及於難。范氏之福也。」六月戊辰、士燮卒。」(晉の范文子鄆陵自り反り、其の祝宗をして死を祈らしめて曰く、「君驕侈にして敵に克つ、是れ天其の疾を益すなり、難將に作らんとす。我を愛する者は唯だ我を祝し、我をして速やかに死し、難に及ぶこと無からしめよ。范氏の福なり」と。六月戊辰、士燮卒す。)とあり、范文子(士燮)が自らの死を祝宗に祈祷させている。時代が下って襄公二十七年條にも「子木問於趙孟曰、「范武子之德何如。」對曰、「夫子之家事治、言於晉國無隱情、其祝史陳信於鬼神無愧辭。」(子木趙孟に問いて曰く、「范武子の徳は何如」と。對えて曰く、「夫子の家事は治まり、晉國に言うに情を隠すこと無く、其の祝史信を鬼神に陳べて辭に愧づること無し」と。)とあり、范武子(士會)も祝史に祭祀を行わせていた。これらはいずれも晉の例だが、昭公二十五年條には「冬、十月辛酉、昭子齊於其寢、使祝宗祈死。戊辰、卒。」(冬、十月辛酉、昭子其の寢に齊し、祝宗をして死を祈らしむ。戊辰、卒す。)とあり、魯の叔孫昭子にも先の范文子の話を翻案したようなエピソードがある。

以上より、春秋後期においては、各國の支配者層が抱える巫・祝・史といった人々が、文字知識を用いて祭祀や盟誓などの場面で活躍していた。この時代においても、文字は基本的に祭祀と関係のある場面で用いられるものと認識されていた。この状況が一變するのは、春秋戦國交替期である。

戦國期には、國人層など舊來の都市國家を支えていた族的秩序が崩れ、領域國家が形成されて郡縣制・官僚制が整備されるようになり、中央と地方を結ぶ文書行政が開始される。これにより、文字が祭祀以外のいわば「卑俗」

³⁸ 前掲注 36 11 - 16 頁。

な場でも用いられる下地ができ、書籍が廣範に生み出されることにつながった³⁹。一方、この時代には巫・祝・史などの族的集團の解體と地位低下が進んだとしばしば議論される⁴⁰。『左傳』などには、祝や史の職にある人物が各國で重要な地位を占めている例がしばしば見られるが、戰國期の文獻にはそうした例は少なくなる。國君など一部を除いて、支配者層の抱えていた祝・史の集團も規模を縮小したのかもしれない。しかし、このことは決して従來彼らが果たしていた行爲が等閑視されるようになったことを意味しない。日々の職務や日常生活を送るうえで、占トや祭祀は変わらず必要とされた。では、それらはどのようにして執り行われたのだろうか。

戰國期の楚では、貞人集團が定期的に封君や貴族の屋敷を訪問し、彼らの安危を占い、何らかの問題が検出された場合には祭祀や對抗儀禮を行う習慣があり、それが記録として残されたのが卜筮祭祷簡である⁴¹。戰國前期の封君の墓から出土した新蔡葛陵楚簡は、卜筮祭祷簡の中で最古のものであるが、ここに登場する貞人は大きく分けて、①「卜」・「龜尹」など占トに関わる官職名を持つ者、②「陵尹」・「葉小司馬」など占トとは無關係の官職名を持つ者、③名前のみ記される者、の三種類がある。このうち①は封君に仕える占トを專業とする官吏、③は官吏ではない專業の貞人であろう。②については、占トを專業としない官吏が封君のために占っていることから、當時の一般の貴族が占トの知識をかなりの程度持っていたことを窺わせる。

『左傳』には、各國の貴族が占斷を行っている場面が多く登場する。例えば、莊公二十二年條には「初、懿氏ト妻敬仲。其妻占之曰、「吉。」」(初め、懿氏敬仲に妻あわせんことをトす。其の妻之を占いて曰く、「吉なり」と。)、襄公二十八年條には「盧蒲癸・王何ト攻慶氏、示子之兆曰、「或ト攻讎、敢獻其

³⁹ 甲骨文字の「冊」が冊書の象形とされるように、書籍自體はさらに古くから存在したが、その用途は史の記録や盟書の控え、系譜などごく限られていた。

⁴⁰ 先の盟誓の例からも明らかなように、春秋期においては、國の祭祀の場に巫覡祝史が參與し、活動していた。ところが小國が滅ぼされ縣とされていくことが一般化すると、國の祭祀は否定され、彼らは地方行政機構の一部に取り込まれるか、地域の有力者の祭祀を擔うことになった。「地位低下」とは、實のところこのような状況を指している。

⁴¹ 工藤元男「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探——戰國楚の祭祀儀禮——」(『長江流域文化研究所年報』3、2005年1月)15頁。

兆。」子之曰、「克、見血。」(盧蒲癸・王何慶氏を攻めんことを卜し、子之に兆を示して曰く、「或るひと讎を攻めんことを卜す、敢えて其の兆を獻ず」と。子之曰く、「克つも、血を見ん」と。)、哀公九年條には「晉趙鞅卜救鄭、遇水適火、占諸史趙・史墨・史龜。史龜曰、「是謂沈陽、可以興兵、利以伐姜、不利子商。伐齊則可、敵宋不吉。」史墨曰、「盈、水名也。子、水位也。名位敵、不可干也。炎帝爲火師、姜姓其後也。水勝火、伐姜則可。」史趙曰、「是謂如川之滿、不可游也。鄭方有罪、不可救也。救鄭則不吉、不知其他。」陽虎以周易筮之、遇泰之需曰、「宋方吉、不可與也。微子啓、帝乙之元子也。宋・鄭、甥舅也。祉、祿也。若帝乙之元子歸妹而有吉祿、我安得吉焉。」乃止。」(晉の趙鞅鄭を救わんことを卜し、水の火に適くに遇い、諸を史趙・史墨・史龜に占わす。史龜曰く、「是を沈陽と謂い、以て兵を興す可し、以て姜を伐つに利あり、子商に利あらず。齊を伐つは則ち可なり、宋に敵するは不吉なり」と。史墨曰く、「盈は、水の名なり。子は、水の位なり。名位敵すれば、干す可からざるなり。炎帝は火師と爲りて、姜姓は其の後なり。水は火に勝つ、姜を伐つは則ち可なり」と。史趙曰く、「是を川の満ちて、遊ぶ可からざるが如しと謂うなり。鄭方に罪有り、救う可からざるなり。鄭を救うは則ち不吉なり、其の他は知らず」と。陽虎周易を以て之を筮し、泰の需に之くに遇いて曰く、「宋方に吉なり、與る可からざるなり。微子啓は、帝乙の元子なり。宋・鄭は、甥舅なり。祉は、祿なり。若し帝乙の元子妹を歸がせて吉祿有らば、我安くんぞ吉を得ん」と。乃ち止む。)とある。

これらの記述をもとに、春秋期の貴族は普遍的に卜筮を行っていたとする研究者もいる⁴²。確かにその可能性は否定できない。しかし、『左傳』の記述が階層構造になっており、事件の推移を比較的忠實に傳えていると思われる實録風の部分と、筋の展開に挿入されている演説的な部分などに峻別され、前者は比較的春秋期の實情を反映しているが、後者は戦國期以降に付け加えられたものであるという説に従うならば⁴³、主に會話文などを中心に見られる貴族の占斷場面は、むしろ戦國期の状況を反映していると考えられないだろ

⁴² 宋華強『新蔡葛陵楚簡初探』(武漢大學出版社、2010年)140-142頁。

⁴³ 小倉芳彦『中國古代政治思想研究』(青木書店、1970年)I所収の各論考、及び同氏「ぼくの左傳研究とアジア・フォード問題」(『歴史評論』153、1963年5月)を参照。

うか。こうした占卜に関する記述で、しばしば『周易』の卦について詳しく解説がなされることがあるが、このように『周易』の卦に対する論理的な解釋がされるようになるのは戦國以降のことであるとも言われている⁴⁴。假に上記の推測が認められるとすれば、戦國期になって初めて、貴族が占卜の知識をある程度身につけ、自ら占卜を行うようになったのではないだろうか。

戦國楚の出土文字資料もこれを裏付ける。上博楚簡は、非發掘簡であるため出土の状況や場所は不明であるが、文字の風格や内容から楚簡と見られており、炭素 14 年代測定では竹簡の年代は前 307 ± 65 年と推定されている⁴⁵。その内容は、儒家のテキストや楚國に關する故事など多岐にわたるが、そのうち楚國故事については、王子や貴族など爲政者階級を對象とした教戒書であったのではないかと指摘されている⁴⁶。これに従うならば、上博楚簡は政權に參與するような貴族の持ち物であった可能性がある。上博楚簡には『周易』や『卜書』など、占卜に關する書籍が含まれていることから、當時政權を擔うような人材には、占卜の知識も求められたのであろう。

また、楚國故事である上博楚簡『昭王毀室』・『君人者何必安哉』には「視日」という者が登場するが、この「視日」について工藤元男氏は、楚の宮廷においてさまざまな官が輪番で擔當する職務で、上書の取次ぎを行っていたとし、その際に「日の吉凶を視て」いたことから「視日」と呼ばれたのではないかと考えている⁴⁷。この説に據るならば、宮中の貴族は輪番で「日の吉凶を視る」ことになるから、占卜などによってその判斷をできることが求められたであろう。『昭王毀室』・『君人者何必安哉』はともに春秋後期を舞臺とした物語であるから、當時にはすでに「視日」制度が整えられていたのかもしれない。しかし、「視日」は包山楚簡においても訴訟を楚王に取り次ぐ者とし

⁴⁴ 戦國中期的のものとされる上博楚簡『周易』は卦辭・爻辭のみからなり、彖傳・象傳などは見られない。

⁴⁵ 「馬承源先生談上博簡」(上海大學古代文明研究中心・清華大學思想文化研究所編『上博館戰國楚竹書研究』上海書店、2002年)3頁。

⁴⁶ 陳偉「《昭王毀室》等三篇竹書的幾個問題」(中國文物研究所編『出土文獻研究』第7輯、上海古籍出版社、2005年)32-33頁、及び湯淺邦弘『竹簡學——中國古代思想の探究——』(大阪大學出版會、2014年)第二部「王者の記録と教戒—楚王故事研究—」所收の各論考を參照。

⁴⁷ 工藤元男「「視日」再考」(新川登龜男編『佛教文明と世俗秩序—國家・社會・聖地の形成—』勉誠出版、2015年)468頁。

て出てくるほか、『史記』陳涉世家によれば、陳勝の部下の周文がかつて項燕の「視日」であったとされることから、戦國期以降の制度であり、それを春秋期の説話に當てはめた可能性もある。いずれにせよ、春秋戦國交替期以降にこうした制度が整備されていき、日々の吉凶を占うための知識は、貴族の身に付けておくべき教養とされたのではなかろうか。

以上のように、戦國期になると、既存の巫・祝・史の族的結合の弛緩と解體が進み、彼らが參與する祭祀の場も變化していくようになる。一部の王侯を除けば、貴族が族単位で掌握していた巫・祝・史は消失していく一方、職務上の需要もあいまって、貴族たちは自ら占トを執り行わなければならない場面が増加した。このようにして、貴族たちが占トについてのある程度の知識を學ぶ必要が出てきた。それまで、巫・祝・史など限られた人々のみが獨占していた知識を必要とする者の増加を受けて、口傳では間に合わず、占術書の編纂が求められたのであろう。時あたかも文書行政の展開によって、祭祀に関わる場面で主に用いられるものであった漢字がより「卑俗」な使われ方をされるようになり、諸子の思想をまとめた書籍が誕生しつつあった。このような時代背景も相まって、占術書が續々と生み出されるような状況が現出したのであろう。

ここまでの検討は、巫・祝・史などの人々及び彼らが関わる占術書を念頭においてきたが、「日書」についても上記と同様の想定ができよう。「日書」に関わるのは「日者」という日取りの吉凶を占う人々であると考えられている。楚の「日書」が貴族層を対象とするものであることから、戦國期に貴族たちが自ら日取りを占う必要性・機会が増大するとともに、擇日の知識を書籍化したものが現れ、專業の日者だけでなく貴族層にも受け入れられていった。それが原始「日書」の姿であったと思われる。

ところで工藤元男氏は、「日者」はみずから参照するための書籍を保持していたであろうが、現在我々が見ている「日書」はそれではなく、「日書」はあくまで日者の占い内容を編んだ書籍あるいは抄本として巷間に流布していたものである、との見解を示している⁴⁸。これを踏まえて筆者は秦漢の「日書」

⁴⁸ 工藤元男『占いと中國古代の社會 發掘された古文獻が語る』（東方書店、2011年）266-267頁。

について検討を加え、一般の人々でも参照することができるように、占術家が自らの専門的なテキストに平易な説明を加えて頒布したものが、現在我々が目にする「日書」であると推測した⁴⁹。楚の「日書」についても、下級官吏と思しき墓主が九店楚簡『日書』を所持し、それを死後の世界まで帯同していったことから、日者のテキストそのものではないだろう。

特に注目したいのは、九店楚簡『日書』の段階になると、文字知識の一層の浸透により、本来は貴族層を対象としていた「日書」を下級官吏までもが用いていることである。この段階に至っては、そこまで高度な知識がなくても、「日書」を参照すれば比較的容易に占断を下すことができるようになっていた。これは、利用者が日者であろうと貴族層であろうと、かなり高度な占卜の知識を持つことを前提に編纂されていたであろう、原始「日書」の姿からは大きく隔たっている。すなわち、この間に「日書」のマニュアル化が進んだことが豫想される。

では、実際に楚の「日書」の中にはそのようなマニュアル化を窺えるような痕跡はないのだろうか。そこで次章では、九店楚簡『日書』の中にそれを探ってみよう。

4. 九店楚簡『日書』に見える「經文」と「説文」

九店楚簡『日書』第25～36号簡は「結陽」と呼ばれる占法であり⁵⁰、「建除」という占法の一種と考えられている。「建除」とは、各干支日が十二種類の日のどれに当たるかに基づいて、その日の吉凶を判断する占いである。「建除」は、多くの「日書」に含まれる内容であり、戦国秦漢期において非常にポピュラーな占いであった。このような「建除」の一種である「結陽」の内容を見てみると、興味深いことに気付く。まずは第32号簡を見てみよう。

…是胃（謂）外害日。不利（利）己（以）行復（作）、迺（蹠）四方埜

⁴⁹ 前掲注2拙稿。

⁵⁰ 「結陽」という篇名は、陳偉「新發表楚簡資料所見的記時制度」（張光裕等編『第三屆國際中國古文字學研討會論文集』香港中文大學中國文化研究所・中國語言及文學系、1997年）604頁に従った。

(野) 外、必 [無] 堦 (遇) 寇 (寇) 逃 (盜)、必兵。是古 (故) 胃 (謂) 不利 (利) 於行復 (作)、埜 (野) 事、不吉。

…是を外害日と謂う。以て行作するに利あらず、四方の野外に蹠らば、必ず寇盜に遇い、必ず兵せらる。是の故に行作に利あらず、野事は、不吉なりと謂う。

ここで注目されるのは、「…。是故謂～」という文章形式である。「是故謂」以下の内容は、直前の内容を言い換えたものになっていると考えられる。これは、經文と説文（あるいは傳文）の関係として捉えることができる⁵¹。すなわち、經文が「不利於行作、野事、不吉。」であり、それに對する説文が「不利以行作、蹠四方野外、必遇寇盜、必兵。」というわけである。經文の「行作」(出かけて行って仕事をする)は、意味が明確なため説文でも言い換えられていないが、「野事」については、野外で行うこと全般を指しているのか、抽象的で今一つはっきりしない。そこで「蹠四方野外、必遇寇盜、必兵。」(邑の四方を圍む郊外に行くと盜賊に遭い、殺される)という極めて具體的な占辭を付け加えたのだろう。

同様の文章形式は他にも確認できる。第33號簡を見てみよう。

…是胃 (謂) [外] 蠡 (陰) 日。物 (利) 巳 (以) 祭 (祭)、内 (入) 貨、吉。巳 (以) 復 (作) 卯 (貿) 事、不吉。巳 (以) 遠行、舊 (久)。是古 (故) 不利 (利) 巳 (以) 行□。

…是を外陰日と謂う。以て祭るに利あり、貨を入れれば、吉。以て貿事を作さば、不吉。以て遠行せば、久し。是の故に以て行□するに利あらず。これも、「是故」以下の「不利以行□。」が經文、その前の「以作貿事、不吉。以遠行、久。」が説文と見なせる。經文の「行□」は、缺字がありはっきりしないが、外出して何かをすることを指すのだろう。これに對する説文は、「貿事」(商い)や「遠行」と、具體的な行爲が示されている。

續いて第35號簡には

…是胃 (謂) 光日。物 (利) 於畜 (飲) 飩 (食)。女 (如) 遠 (遠) 行、

⁵¹ 當該簡の内容が「經文」と「説文」という構造で理解できることについては、かつて李承律氏から教示を受けた。

望（倅）。曰、居又（有）飮（食）、行又（有）旻（得）。生子、男必散（美）於人。内（入）貨、吉。

…是を光日と謂う。飲食に利あり。如し遠行せば、倅^える。居らば食有り、行かば得る有りと曰う。子を生まば、男は必ず人より美なり。貨を入れれば、吉。

とある。ここには「是故謂」という句はないが、代わりに「曰、居有食、行有得」のように、「曰」で導かれた節がある。この「居有食、行有得」というのが經文に当たるのではないか。すると、その直前の「利於飲食。如遠行、倅。」が説文であり、經文の「居有食」が「利於飲食」に、「行有得」が「如遠行、倅」にそれぞれ對應しているのは一目瞭然であろう。

以上をまとめると、九店楚簡『日書』の各日の占辭は、もともとは「外害日、不利於行作、野事、不吉。」「外陰日、不利以行□。」「光日、居有食、行有得。」といった抽象的かつ簡潔な内容であったのが、誰にでも簡単に占斷が下せるように、具體的かつ分かりやすい説明を補足しつつ、内容を整えられていったものだと考えられる⁵²。

もっとも、外陰日や光日については、經文・説文と見なされる部分以外にも占辭があるし、「結陽」以外の占法や、「結陽」の中でも上記の三日以外の占辭には經文・説文構造を確認できないことから、本當に經文のような簡潔な内容ばかり記した原始「日書」が存在し、それを詳しく解説したものが現在我々の目にする「日書」である、と考えられるのかどうか、疑わしく思う向きもあろう。經文・説文構造が確認できない占辭については、それ自體がすでに説文であり、經文の痕跡が分からなくなってしまったと考える。九店楚簡『日書』の「結陽」は、睡虎地秦簡『日書』甲種「除」にその内容が繼承されているが、その占辭を見ると、第9號簡正貳「外害日、不可以行作。之四方野外、必耦（遇）寇盜、見兵。」（外害日は、以て行作す可からず。四方の野外に之かば、必ず寇盜に遇い、兵せらる。）、第10號簡正貳「外陰日、利以祭祀。作事、入材、皆吉。不可以之野外。」（外陰日は、以て祭祀するに利あり。事を作し、材を入るは、皆吉。以て野外に之く可からず。）、第12號簡

⁵² 前掲注2拙稿において指摘した通り、秦の「日書」にも同様の構造が確認できる。

正貳「夬光日、利以登高、飲食、遷（獵）四方野外。居有食、行有得。以生子、男女必美。」（夬光日は、以て高きに登り、飲食し、四方の野外に獵するに利あり。居らば食有り、行かば得る有り。以て子を生まば、男女とも必ず美なり。）とあり、外害日・外陰日については經文に相當する内容が省略されており、夬光日（光日に對應）では「曰」が省略されているため、經文・説文の區別が分からない。このように、經文が省略されたり、説文の中に溶け込んでしまったりすれば、もはや經文・説文を峻別することは困難である。むしろ、全ての占法が經文→説文へと發展していったわけではないだろう。しかし、一部でもこうした經文・説文構造が確認できることから、比較的簡潔な内容から成る原始「日書」の存在を想定するのは、不可能ではあるまい。

では、經文のような簡潔な内容の原始「日書」が、説文を加えて内容を膨らませていくのはどうしてだろうか。先に検討したように、原始「日書」は、「日者」や専門知識を持った貴族に利用されていたと考えられる。そもそも、抽象的な占辭をその場の状況に應じて読み解き、しかるべき占斷を下していくことこそが占い師の腕の見せ所であり⁵³、専門的な占卜の知識を持った人々にとっては、抽象的な占辭であっても何ら問題なく使いこなせていた。従って、原始「日書」が説文を加えることにより、誰にでも簡便に利用できるような内容を備えるようになった背景には、専門知識をあまり持たない人々が「日書」にコンタクトするような状況が生まれたことを想定せざるを得ない。

ここで、戦國中期の卜筮祭祷簡から、この時代の状況を探ってみよう。包山楚簡・望山楚簡・天星觀楚簡など、戦國中期の卜筮祭祷簡はいずれも楚都郢近くから發掘されている。それらの中に見られる貞人は、もはや官職を帯びておらず⁵⁴、しかも複数の卜筮祭祷簡には同一の貞人が登場していることから、當時の貞人は楚都近邊で活動し、複数のクライアントに対して占卜・祭祀を行う專業の占術家であったと考えられる。さらに注目すべきは、天星觀楚簡は封君（郢陽君）の卜筮祭祷簡であるが、この人物が楚都の近くに葬

⁵³ 金谷治『易の話』（講談社、1972年）62-65頁。

⁵⁴ 唯一、天星觀楚簡に「邗沈尹」が見える。

られていたこと、天星觀楚簡に出てくる貞人の中には、望山楚簡にも出てくる貞人が確認されることから、邱陽君の生活の據點は楚都近邊にあり、當地の貞人に占斷を立ててもらっていたことである。戦國前期の新蔡葛陵楚簡では、平夜君は封邑において自らの下僚や貴族に卜筮を行ってもらい、封邑に葬られていたことと比較すると、封君の生活にかなりの變化が起きていることが窺える。また工藤元男氏は、卜筮祭禱簡にしばしば「(宮中に) 出入して王に事える上で災いはないか」占う内容が出てくること、包山楚簡の訴訟案件で登場する「執事人」という官吏が祭祀を擔當していることなどから、歳貞(向こう一年間の無病息災を占う行爲)の貞問が封君・世族による私的な行爲などではなく、王權との關係で行われる公的色彩の濃い行事だったと想定している⁵⁵。「執事人」は、他に上博楚簡の楚國故事などにも見え、單にある行事の擔當者を指すに過ぎないことから、「執事人」=官吏とは限らず、よって卜筮祭禱の儀禮が公的なものであったかどうかは疑問の餘地がある。しかし、戦國中期の封君・世族が、宮中に出仕して王に仕えることをしばしば占っていた事實は、彼らの生活の中心にそれが置かれていたことを意味する。

さらに、包山楚簡においては「州」という地方行政單位が都の一帯に分布しており⁵⁶、これらは中央王朝に直屬し、封君や官僚などの「食税州」であるとも⁵⁷、彼らの都での邸宅の所在地あるいは朝廷に出仕する際の「朝宿之邑」であるとも論じられている⁵⁸。いずれにせよ、封君や官僚らは都の近くに中央管轄下の一定の活動據點を與えられ、多くの時間を朝廷への出仕に費やしていたと考えられる。

このように、戦國中期においては、封君や世族は都の周邊に集住し、そこを生活の據點として、職業貞人たちに占斷を行ってもらっていた。すると、この時代すでに下僚や貴族による占斷が行われていないことについては、次

⁵⁵ 工藤元男「祭祀儀禮より見た戦國楚の王權と世族・封君——主として「卜筮祭禱簡」・「日書」による——」(『歴史學研究』768増刊號、2002年10月)162頁。

⁵⁶ 陳偉『包山楚簡初探』(武漢大學出版社、1996年)90頁。

⁵⁷ 羅運環「論包山簡中的楚國州制」(『江漢考古』1991-3、1991年)76-78頁。

⁵⁸ 陳黎「再論包山楚簡“州”的性質與歸屬」(南開大學歷史學院・北京大學歷史系・中國社科院歷史所編『中國古代社會高層論壇文集——紀念鄭天挺先生誕辰一百一十周年』中華書局、2011年)280-283頁。

の可能性が考えられる。一つには、貴族の間では戦國前期のような占卜に關する高度に専門的知識は共有されなくなっていたこと、二つ目には、封君がすでに土地から切り離されて、自らの下僚に占斷を行ってもらうのが困難であったことである。戦國前期から中期の間に楚で起こった變革としては、呉起變法が想起される⁵⁹。變法の内容を記す斷片的な資料のうち、『韓非子』和氏篇には「昔者呉起教楚悼王以楚國之俗曰、大臣太重、封君太衆。若此、則上偪主而下虐民。此貧國弱兵之道也。不如使封君之子孫三世而收爵祿、纔減百吏之祿秩、損不急之枝官、以奉選練之士。悼王行之、期年而薨矣、呉起枝解於楚。」(昔者呉起楚の悼王に教うるに楚國の俗を以てして曰く、大臣太だ重く、封君太だ衆し。此くの若くなれば、則ち上は主に偪りて下は民を虐ぐ。此れ貧國弱兵の道なり。封君の子孫をして三世にして爵祿を收めしめ、百吏の祿秩を纔減し、不急の枝官を損じ、以て選練の士に奉ずるに如かず、と。悼王之を行い、期年にして薨じ、呉起は楚に枝解せらる。)とある。封君の領地を三代で收めるようなことが本當に行われたかはともかく⁶⁰、封君に對する何らかの抑壓策が含まれていたことは確からしい。包山楚簡に見える封君を檢討した陳偉氏は、戦國中期の封君が縣以下の規模でしかなく、その権限がかなり抑制されたものであったと述べている⁶¹。従って、上記の二つ目の想定については、呉起變法を経て、封君や世族の権限が制限された結果とすることができよう⁶²。一つ目については、二つ目とも關係することだが、都近邊への集住が進むことで、封君や世族はより「官僚化」しており、彼らを相手にした專業貞人の成長が促されたのではないか。貞人が複数の封君・世族をクライアントにしていたことはその表れである。こうして、専門的な占卜に

⁵⁹ 岡田功「楚國と呉起變法——楚國の國家構造把握のために——」(『歴史學研究』490、1981年3月)に考察がある。

⁶⁰ 平勢隆郎「楚國世族の邑管領と呉起變法」(史學會第80回大會報告記事、『史學雜誌』91-12、1982年12月)81頁は、「收爵祿」について、世襲的封邑とからめて解釋すべきではないとし、爵が祿とともに整備される一方、その爵の世襲が制限ないし否定されたのではないかと指摘する。

⁶¹ 前掲注56 105-106頁。

⁶² もちろん、封君が完全に土地から切り離されたわけではない。鄂君啓節は、戦國中期の鄂君に與えられた免税の符であり、封君が都から封邑まで物資の運搬を行っていた。また戦國後期になると春申君のような郡レベルの自領を持つ封君が現れるが、これは楚の東遷後のことであり、楚の國家體制がさらに變化した可能性も考えられる。

關しては、貴族たちが專業貞人に依存するような雰圍氣が醸成されていった。とはいえ、「視日」の職が包山楚簡にも見られるように、戦國中期においても、封君や世族が自ら占トを行わなければならない機會が減少したわけではなかっただろう。そこで、占トに關する高度な知識がなくても、參照するだけで誰もが占斷を下せるようなマニュアルが求められるようになった。それが、九店楚簡『日書』のような説文を中心とした内容を持つ「日書」であったと考えられる。文書行政の浸透とルーティン・ワーク化が進んだことで、占トに關しても合理化が進んだ結果と言えよう。さらに、そのような詳しい内容を持ち、「一定の文字知識があれば比較的容易に扱うことができる」という「日書」の利用が普遍的になると、九店楚簡『日書』のように、「日書」が下級官吏にまで副次的に用いられるようになっていった。

なお、工藤元男氏は卜筮祭禱簡の一部の内容が「日書」の疾病占（九店楚簡『日書』及びそれを繼承した睡虎地秦簡『日書』乙種に見える）や九店楚簡『日書』の「告武夷」篇に繼承されているとし、卜筮祭禱簡が戦國中期以降解體していき、それを引き繼いで「日書」が出現したと考えているようである⁶³。池澤優氏は、卜筮祭禱に従事する貞人と「日書」の據って立つ原理に一定の乖離があったことを指摘しており⁶⁴、兩者を單純な繼承關係で結びつけることは難しい。もちろん、卜筮祭禱簡の一部の内容がマニュアル化されて「日書」に組み込まれたということはある。しかし、本章で論じてきた九店楚簡『日書』の經文・説文構造及び「日書」受容の假説からすれば、説文を中心に構成された「日書」は戦國中期、經文から成る原始「日書」は戦國前期にまで遡る可能性がある。上博楚簡に「日書」が含まれ、他にも戦

⁶³ 前掲注 48 214-234 頁。卜筮祭禱簡の衰退については、秦家嘴楚簡が戦國後期の士級の墓葬から出土していることから、この時期には身分の低い者が卜筮祭禱の習俗を行うようになっていることを根據として挙げている。しかし、秦家嘴楚簡（99 號墓出土）に見られる貞人は、望山楚簡・天星觀楚簡の卜筮祭禱簡にも登場しており、その年代はそれらと同じく戦國中期と見なさざるを得ない（李學勤「有紀年楚簡年代的研究」(同氏『文物中的古文明』商務印書館、2008 年) 440 頁を參照)。すると、戦國中期から士級の人物が卜筮祭禱の習俗を行っていたことになり、士級の人物の參與をもって卜筮祭禱簡の衰退とは言えないことになる。

⁶⁴ 池澤優「本邦初の『日書』と卜筮祭禱簡に關する包括的概説書」(『東方』376、2012 年 6 月) 22-23 頁。

國期の楚簡「日書」が出土していると仄聞する⁶⁵。今後の新資料の発見を俟ちたい。

おわりに

ここまで論じてきたことをまとめると、次のようになるだろう。

春秋後期～戦國前期にかけて、族的秩序の解體や領域國家の成立により、文書行政が開始され、それまで専ら祭祀の場で用いられていた漢字がより多様な場面で使用されるようになっていき、書籍が普及していった。封君や世族は自らが抱える巫・祝・史などの解體もあり、自ら占斷を下さなければならぬ場面に遭遇するようになり、必要性から高度な占卜知識を學んだが、より多くの者が効率的に學べるように、占術書の書籍化が始まった。このような流れの中で誕生したのが原始「日書」であり、専門知識を持つ者の使用を前提とするため、簡潔で抽象的な經文を中心とした内容であった。その後、呉起變法により封君の力が抑制され、封君や世族が都に集住し「官僚化」が進むと、彼らをクライアントとするさまざまな占術家が盛んに活動するようになるとともに、占卜のルーティン・ワーク化が進み、日常的な事柄については、高度な知識がなくても占えるようなマニュアルが必要とされるようになった。こうして戦國中期ごろには、「日書」に説文を付し、具體的かつ豊富な内容を持つ、九店楚簡『日書』のような形式の「日書」が編纂されるようになった。このように、「一定の文字知識があれば比較的容易に扱うことができる」という「日書」の利用が普遍的になると、文字知識の擴大を受けて、下級官吏までもが「日書」を用いるようになった。ただし、下級官吏が用いるとはいえ、その内容自體は封君や世族などを対象とするような「日書」そのままであった。それはもともと、「日書」が上記のような展開を辿り、まずは貴族層の間で利用されるようになったからであり、下級官吏層はそれを副次的に利用していたに過ぎない。

⁶⁵ 田勇・王明欽「湖北荊州劉家臺與夏家臺墓地發現大批戰國墓葬」(『中國文物報』2016年4月8日)。

楚の「日書」は上級貴族層を対象とするものであったのに對し、秦の「日書」は下級官吏を対象としたものであった。かつて筆者は、このような兩者の違いについて、楚と秦の國家構造の違いにその理由を求められるのではないかと考えた。すなわち、秦は郡縣制を整備し、律令を施行した統治を行い、下級官吏はその手足となっていた。それゆえ、秦の「日書」も彼らを主たる対象としている。それに對して、楚ではこれまでのところ律令が発見されておらず、縣と封邑が並存するなど郡縣制が未發達であり、文書行政が徹底されていないため、廣範な下級官吏が生み出されない状況がある。そのため文字の知識は貴族層にとどまり、「日書」も彼らを主な対象としている、と⁶⁶。確かに、楚において、秦漢に見られるようないわゆる整った「郡縣制」が敷かれていたかどうかは疑わしい。しかしながら、戰國期にもなれば、楚独自の何らかの中央・地方支配組織が敷かれていたことは確實であろうし、官僚制が戰國中～後期の楚で全く普及していなかったとみなすことはできない。現に、包山楚簡には楚の文書行政の一端を窺うことができるし、九店56號墓のような、墓葬規模・副葬品の格としては庶人に分類される人物の墓葬から筆記工具が出土したことは、庶人の中にも下級官吏に登用される者がいたこと、彼らにも文字知識が擴大しつつあったことを示している。従って、楚の「日書」の対象者が貴族層中心であることについて、楚の郡縣制・官僚制の未發達という側面を想定するのは、おそらく適切ではない。

文字の知識や書籍全般の廣がりについて、まずは支配層である貴族に受け入れられ、さらに庶民にまで擴大していくというおおまかな道筋が常識的に想定できるとすれば、楚の「日書」の廣がり方はその道筋から外れておらず、ごく自然な成り行きであるようにも思われる。とするならば、「日書」が廣がりを見せた当初から下級官吏を主な対象としていた秦の「日書」こそが、特殊な展開をしたということになるのではないだろうか。また、同じく下級官吏層が用いていたにも関わらず、楚の「日書」はあくまで高位高官者の利用するものの再利用にすぎなかった。これは、下級官吏を対象とした内容に特化している秦の「日書」とは好對照をなす。

⁶⁶ 前掲注1拙稿 7-28頁。

以上、本稿では戦國期の楚において「日書」がどのように利用されていたかを考察した。しかしながら、現在までに公開されている楚の「日書」は九店楚簡『日書』ただ一つにすぎないため、春秋戦國期の書籍や文字知識一般の普及状況などを参考にしながら、推測を重ねざるを得なかった。当時の楚における社会システムや行政機構がどのようなものであったかは、新蔡葛陵楚簡や包山楚簡などの手掛かりになり得る資料が得られている。今後はそれらを具体的に分析することにより、「日書」が用いられていた当時の楚の様相についてより詳しく考察し、本稿の假説を再検証していく必要があることは言うまでもない。

※ 本稿は、JSPS 科研費 15K16847 による研究成果である。